

改正

昭和49年10月1日条例第24号

昭和59年6月29日条例第20号

昭和59年12月21日条例第27号

平成5年9月24日条例第22号

平成10年7月9日条例第20号

平成12年3月29日条例第14号

平成13年9月26日条例第17号

平成18年3月28日条例第13号

平成18年8月24日条例第30号

平成20年3月28日条例第4号

平成21年9月29日条例第16号

平成23年3月23日条例第4号

平成23年9月29日条例第10号

平成24年3月23日条例第7号

平成25年12月20日条例第39号

平成29年3月22日条例第9号

平成29年12月19日条例第26号

令和2年6月29日条例第23号

令和3年6月29日条例第16号

令和4年3月22日条例第9号

蓮田市子ども医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を助成することにより子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「子ども」とは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。

- (2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護しているものをいう。
- (3) 「医療費」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する医療に要する費用（入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費は除く。）をいう。
- (4) 「一部負担金」とは、こどもに係る医療費のうち国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて、医療の給付にかかり負担すべき額をいう。

(対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者は、蓮田市の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者（次条第4項において「被保険者等」という。）であるこども（以下「対象となるこども」という。）の保護者（次の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。次項において同じ。）であり、かつ、当該対象となるこどもの主たる生計維持者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (3) 児童福祉法その他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者
- (4) 蓮田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和58年蓮田市条例第10号）に基づき医療費の助成を現に受けている者
- (5) 蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成4年蓮田市条例第19号）に基づき医療費の助成を現に受けている者

2 前項の規定にかかわらず、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象となるこどもと同居している場合（当該いずれか一の者が、当該対象となるこどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして対象者とする。

(受給資格の登録等)

第4条 こども医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした対象者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により受給資格者として認定したときは、規則で定めるところにより、当該受給資格者に受給資格証を交付するものとする。
- 4 受給資格者は、対象となるこどもが保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、電子資格確認等により、当該対象となるこどもが被保険者等であることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。

(助成)

第5条 市長は、受給資格者が第3条に定める対象となるこどもに係る一部負担金を支払った場合において、当該支払額(法令若しくはそれに準ずる規定による給付又は附加給付金があるときは、その額を控除した額(以下「こども医療費」という。))を助成するものとする。

(助成の方法)

第6条 前条の助成は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となるこどもが埼玉県内の現物給付を実施する保険医療機関等において医療を受け、当該保険医療機関等から一部負担金の請求があったときは、当該医療に係るこども医療費を当該保険医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた対象となるこどもの受給資格者に対してこども医療費の助成があったものとみなす。
- 4 市長は、第2項の規定により埼玉県内の現物給付を実施する保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 こども医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から対象となるこどもが損害賠償を受けたときは、その限度において、こども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したこども医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (昭和49年10月1日条例第24号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の公布前に行われた行為は、この条例に基づき行われた行為とみなす。

附 則 (昭和59年6月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年12月21日条例第27号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月24日条例第22号)

- 1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の蓮田市乳幼児医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療に要した医療費について適用し、施行日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年7月9日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月29日条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月26日条例第17号)

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 改正後の蓮田市乳幼児医療費支給条例の規定は、平成14年1月1日以後に行われた診療に係る

医療費について適用し、施行日前の診察に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月28日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の蓮田市こども医療費助成条例（以下「改正条例」という。）の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の診察に要した医療費について適用し、施行日前の診察に要した医療費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に蓮田市乳幼児医療費支給条例（昭和48年蓮田市条例第17号）第 6 条第 2 項に定める受給資格証の交付を受けている者は、改正条例第 6 条第 1 項の規定による受給資格登録申請書を提出したものとみなす。

附 則（平成18年 8 月24日条例第30号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月28日条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 9 月29日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月23日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の蓮田市こども医療費助成条例（以下「改正条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診察に要した医療費について適用し、施行日前の診察に要した医療費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の蓮田市こども医療費助成条例第 6 条第 2 項に定める受給資格証の交付を受けている者は、改正条例第 6 条第 1 項の規定による受給資格登録申請書を提出したものとみなす。

（準備行為）

- 4 改正条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給資格証の交付その他医療費の助成に必要な準備行為は、施行日前においても改正条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成23年 9 月29日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月23日条例第 7 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号及び第 3 条の改正規定、第 6 条を削る改正規定、第 5 条の改正規定及び同条を第 6 条とする改正規定、第 4 条を加える改正規定並びに附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の蓮田市子ども医療費助成条例（以下「改正条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診察に要した医療費について適用し、施行日前の診察に要した医療費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の蓮田市子ども医療費助成条例第 6 条第 2 項に定める受給資格証の交付を受けている者は、改正条例第 4 条第 1 項の規定による申請をしたものとみなす。

（準備行為）

- 4 改正条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給資格証の交付その他医療費の助成に必要な準備行為は、施行日前においても改正条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年 3 月22日条例第 9 号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月19日条例第26号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の蓮田市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診察に要した医療費について適用し、同日前の診察に要した医療

費については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月29日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の蓮田市こども医療費助成条例（以下「改正条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診察に要した医療費について適用し、同日前の診察に要した医療費については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第4条第3項の規定により受給資格証の交付を受けている者は、改正条例第4条第1項の規定による申請をしたものとみなす。

（準備行為）

- 4 改正条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給資格証の交付その他医療費の助成に必要な準備行為は、施行日前においても改正条例の規定の例により行うことができる。

附 則（令和3年6月29日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の診察に要した医療費について適用し、同日前の診察に要した医療費については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。